

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）附則第 11 条第 2 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 13 日

南あわじ市長 守本 憲弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

阿万吹上町地区

2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 6 年 2 月 5 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	37 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手は十分に確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

規模縮小を考えている農業者の農地を地域の担い手に貸し付け、農地の維持管理を図る。アンケートを継続していくことで、地区内の農地情報の把握に努めていく。

6. 地域農業の将来のあり方

アンケート調査の結果、農業上の課題として最も多かったのが、農業用機械の大型化および価格の高騰により機械の更新が進まないことであった。機械の共同化の必要性から、集落営農組織の設立を検討していくとともに、吹上町地区内での意識改革や耕作者の育成など積極的に取り組んでいく。